平成２９年（フ）第１１８号
群馬県館林市富士原町1133番地の１　サンステージＣ一201
破産者　鈴木　太一
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２０６３号
名古屋市緑区万場山１丁目515番地
破産者　近藤　兼重
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８８号
名古屋市名東区大針３丁目５番地　シャンポール大針Ⅱ　201号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　一の矢こと　東條　筑後
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１３号
名古屋市中川区伏屋４丁目508番地　ジュネスコダマ203号
破産者　加知　錬一
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１６号
愛知県春日井市高山町２丁目23番地21、従前の住所愛知県春日井市長塚町１丁目66番地２　エテルノ　プレッソ202号
破産者　安藤　和盛
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７９号
名古屋市緑区作の山町14番地の１　フラワーヒルズ106号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字文木61番地　レオパレスアグリジェント307号
破産者　和田　修平
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９６号
名古屋市緑区神の倉４丁目201番地の30
破産者　山本美千代
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７４号
神戸市中央区花隈町５番21一320号
破産者　大平恵里奈
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２号
奈良県大和郡山市西岡町６番19号
破産者　音田　朝子
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４５号
奈良県天理市柳本町2349番地１
破産者　四季遊人倉蔵こと　出原　一樹
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
島根県出雲市所原町1918番地
破産者　伊藤製材所、アンケンこと　伊藤　貞男
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第８号
島根県大田市久手町刺鹿2324番１、住民票上の住所島根県出雲市大津町1447番地
破産者　藤原　伸彦
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第７３７号
広島市東区温品２丁目13番20一102号
破産者　杉村　憂也
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
岩手県大船渡市大船渡町新田51一１パンションシーガル、開始決定時の住所北海道室蘭市八丁平２丁目30番24号
破産者　国松　　力
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
北海道旭川市神居４条16丁目１番21号　シンシア神居Ｂ101号室
破産者　村椿　純一
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
釧路市鳥取大通３丁目２番16号　五光マンション201号室
破産者　加藤真智子
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字向田32番地
破産者　川崎　文男
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３２号
仙台市太白区旗立３丁目３番15号
破産者　松本　佑太
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部